

騒音・振動 関係	騒音規制法に基づく指定地域において機械プレス（呼び加圧能力が980キロニュートン以上のもの）又は鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマー）を設置している工場若しくは振動規制法に基づく指定地域において液圧プレス（矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が2,941キロニュートン以上のもの）、機械プレス（呼び加圧能力が980キロニュートン以上のもの）又は鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマー）を設置している工場	騒音・振動関係 公害防止管理者	
一般粉じん 関係	大気汚染防止法の対象となる一般粉じん発生施設を設置している工場	一般粉じん関係 公害防止管理者	
特定粉じん 関係	大気汚染防止法の対象となる特定粉じん（石綿）発生施設を設置している工場	特定粉じん関係 公害防止管理者	
ダイオキシン類 関係	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1第1号から第4号まで及び別表第2第1号から第12号までに掲げる施設を設置する工場	ダイオキシン類関係 公害防止管理者	

10 平成30年度公害苦情件数の状況

発生源	種類	典型7公害								廃棄物投棄	その他	合計
		大気汚染	水質汚濁	土壤汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	合計			
農業		3	3	0	0	0	0	9	15	1	0	16
林業		1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2
漁業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱業		3	4	0	1	0	0	2	10	1	3	14
建設業		30	8	0	61	9	0	9	117	4	5	126
製造業		13	25	0	67	3	0	29	137	0	5	142
電気・ガス・熱供給・水道業		0	2	0	0	0	0	3	5	0	2	7
情報通信業		0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	2
運輸業		1	5	0	3	0	0	0	9	0	2	11
卸売・小売業		2	0	0	4	2	0	4	12	0	1	13
金融・保険業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不動産業		2	0	0	2	0	0	1	5	2	2	9
飲食店・宿泊業		1	8	0	9	0	0	8	26	0	3	29
医療・福祉		0	2	0	2	0	0	0	4	0	0	4
教育・学習支援業		0	2	1	3	0	0	0	6	1	0	7
複合サービス事業		2	1	0	1	0	0	0	4	0	0	4
サービス業		4	3	0	10	0	0	9	26	0	1	27
公務		2	2	1	1	3	0	1	10	0	0	10
分類不能の産業		7	5	0	10	0	0	6	28	0	3	31
産業関係合計		71	70	2	176	17	0	81	417	10	27	454
その他（産業以外）		169	96	3	29	2	0	160	459	447	319	1,225
合計		240	166	5	205	19	0	241	876	457	346	1,679

11 大気汚染、水質汚濁、騒音及び土壤の汚染に係る環境基準等

(平成31年3月末現在)

(1) 大気汚染に係る環境基準

項目	環境基準	評価	
		短期的評価	長期的評価
二酸化硫黄(SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1日平均値につき0.04ppmを超えた日が2日以上連続せず、かつ、1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること。
二酸化窒素(NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	—	1日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1日平均値につき10ppmを超えた日が2日以上連続せず、かつ、1日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。
浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1日平均値につき0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続せず、かつ、1日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント(O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	—
微小粒子状物質(PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	—	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値の年間98パーセンタイル値が35μg/m ³ 以下であること。

(2) 有害大気汚染物質に係る環境基準及び指針値

項目	環境基準	項目	指針値
ベンゼン	1年平均値が3 µg/m³以下であること。	アクリロニトリル	1年平均値が2 µg/m³以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が130 µg/m³以下であること。	塩化ビニルモノマー	1年平均値が10 µg/m³以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が200 µg/m³以下であること。	水銀及びその化合物	1年平均値が0.04 µgHg/m³以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が150 µg/m³以下であること。	ニッケル化合物	1年平均値が0.025 µgNi/m³以下であること。
		クロロホルム	1年平均値が18 µg/m³以下であること。
		1,2-ジクロロエタン	1年平均値が1.6 µg/m³以下であること。
		1,3-ブタジエン	1年平均値が2.5 µg/m³以下であること。
		ヒ素及びその化合物	1年平均値が6ngAs/m³以下であること。
		マンガン及びその化合物	1年平均値が0.14 µgMn/m³以下であること。

(3) 水質汚濁に関する環境基準及び指針値

I 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	対象区域	備考
カドミウム	0.003 mg/L以下	全公共用水域	1 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
全シアン	検出されないこと	〃	2 「検出されないこと」とは、測定した結果が定量限界を下回ることをいう。
鉛	0.01 mg/L以下	〃	
六価クロム	0.05 mg/L以下	〃	
砒素	0.01 mg/L以下	〃	
総水銀	0.0005 mg/L以下	〃	
アルキル水銀	検出されないこと	〃	
P C B	検出されないこと	〃	
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	〃	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	〃	
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	〃	
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	〃	
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	〃	
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	〃	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	〃	
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	〃	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	〃	
1,3-ジクロロプロパン	0.002 mg/L以下	〃	
チウラム	0.006 mg/L以下	〃	
シマジン	0.003 mg/L以下	〃	
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	〃	
ベンゼン	0.01 mg/L以下	〃	
セレン	0.01 mg/L以下	〃	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	〃	
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	〃	
ふつ素	0.8 mg/L以下	海域を除いた全公共用水域	
ほうう素	1 mg/L以下	〃	

II 生活環境の保全に関する環境基準

①河川(湖沼を除く。)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/100mL以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級及び環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	—

備考) 基準値は、日間平均値とする。

- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 　〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 　〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 　〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 　〃 3級：コイ、ブナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 　〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 　〃 3級：特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水 生 生 物 の 生 息 状 況 の 適 応 性	基 準 値			
		全 亞 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	1 µg/L以下	0.03mg/L以下	
生物特 A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.6 µg/L以下	0.02mg/L以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	2 µg/L以下	0.05mg/L以下	
生物特 B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	2 µg/L以下	0.04mg/L以下	

備考) 基準値は、年間平均値とする。

②湖沼(天然湖沼及び貯水量が1,000万m³以上であり、かつ、水の滞留時間が4日以上である人工湖)
ア

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値				
		水素イソ 濃 度 (p H)	化 学 的 酸素要求量 (C O D)	浮遊物質量 (S S)	溶存酸素量 (D O)	
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	50M P N/100mL 以下
A	水道2、3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000M P N/100mL 以下
B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	—
C	工業用水2級及び環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—

備考) 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

" 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

" 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

" 3級：コイ、フナ等、富栄養湖型の水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

" 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
II	水道1、2、3級（特殊などを除く。）、水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01 mg/L以下
III	水道3級（特殊などを）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03 mg/L以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05 mg/L以下
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L以下	0.1 mg/L以下

備考) 基準値は、年間平均値とする。

注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

" 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

" 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊などを」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

" 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

" 3種：コイ、フナ等の水産生物用

4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水 生 生 物 の 生 息 状 況 の 適 応 性	基 準 値		
		全 亞 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	1 µg/L以下	0.03mg/L以下
生物特 A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.6 µg/L以下	0.02mg/L以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	2 µg/L以下	0.05mg/L以下
生物特 B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	2 µg/L以下	0.04mg/L以下

備考) 基準値は、年間平均値とする。

エ

項目 類型	水 生 生 物 が 生 息 ・ 再 生 産 す る 場 の 適 応 性	基 準 値	
		底層溶存酸素量	
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上	
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上	
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上	

備考) 基準値は、年間平均値とする。

(4) 騒音に係る環境基準

項目		環境基準			対象区域	備考			
環境騒音	一般地域	地域の類型・区分	基準値(デシベル)						
			昼間(6~22時)	夜間(22~6時)					
		AA (療養施設等が集合して設置されている地域など特に静穏を要する地域)	50 以下	40 以下	全市町村	(*1) 航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。 (*2) 地域のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間については、左表にかかわらず、特例として次の表の基準値の欄に掲げるとおりとする。			
		A (専ら住居の要に供される地域)	55 以下	45 以下		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基準値</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70デシベル以下</td> <td>65デシベル以下</td> </tr> </tbody> </table>	基準値		昼間
基準値									
昼間	夜間								
70デシベル以下	65デシベル以下								
B (主として住居の用に供される地域)	55 以下	45 以下							
C (相当数の住居とあわせて商業、工業等に供される地域)	60 以下	50 以下	<p>備考: 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。</p>						
道路に面する地域(*2)	A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下		55 以下					
	B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 以下		60 以下					
航空機騒音		地域の類型	基準値(Lden)(*)3		2市2町 岐阜市、各務原市、 岐南町、笠松町	<p>注1) 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)並びに一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。</p> <p>注2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離により、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル</p> <p>(2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル</p> <p>(*3) 平成25年4月1日から施行。</p>			
		I (専ら住居の用に供される地域)	57以下						
		II (I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域)	62以下						
新幹線 鉄道騒音		地域の類型	基準値(デシベル)		2市3町 大垣市、羽島市、垂井町、 関ヶ原町、安八町	<p>(1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル</p> <p>(2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル</p> <p>(*3) 平成25年4月1日から施行。</p>			
		I (専ら住居の用に供される地域)	70以下						
		II (商工業の用に供される地域等I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域)	75以下						

(5) 土壤の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	対象	備考
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。	汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の別表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壤については、適用しない。	1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
全シアン	検液中に検出されないこと。		2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、緑水銀、セレン、ふつ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壤が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。		3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。		4 有機燐(りん)とは、バラチオン、メチルバラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。		
砒(ひ)素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壤1kgにつき15mg未満であること。		
緑水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。		
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。		
PCB	検液中に検出されないこと。		
銅	農用地(田に限る。)において、土壤1kgにつき125mg未満であること。		
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。		
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。		
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。		
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。		
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。		
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。		
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。		
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。		
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。		
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。		
1,3-ジクロロプロパン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。		
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。		
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。		
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。		
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。		
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。		
ふつ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。		
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。		
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。		

(6) 公共用水域に係る水質要監視項目

ア 健康の保護に関する要監視項目

項目	指針値
クロロホルム	0.06mg/L以下
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L以下
イソキサチオノン	0.008mg/L以下
ダイアジノン	0.005mg/L以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003mg/L以下
イソプロチオラン	0.04mg/L以下
オキシン銅 (有機銅)	0.04mg/L以下
クロロタロニル (TPN)	0.05mg/L以下
プロピザミド	0.008mg/L以下
EPN	0.006mg/L以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008mg/L以下
フェノカルプ (BPMC)	0.03mg/L以下
イプロベンヒス (IBP)	0.008mg/L以下
クロルニトロフェン (CNP)	—
トルエン	0.6mg/L以下
キシレン	0.4mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07mg/L以下
アンチモン	0.02mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下
全マンガン	0.2mg/L以下
ウラン	0.002mg/L以下

イ 水生生物保全に関する要監視項目

項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物 A 生物 特 A 生物 B 生物 特 B	0.7mg/L以下 0.006mg/L以下 3mg/L以下 3mg/L以下
フェノール	河川及び湖沼	生物 A 生物 特 A 生物 B 生物 特 B	0.05mg/L以下 0.01mg/L以下 0.08mg/L以下 0.01mg/L以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物 A 生物 特 A 生物 B 生物 特 B	1mg/L以下 1mg/L以下 1mg/L以下 1mg/L以下
4-t-オクチルフェノール	河川及び湖沼	生物 A 生物 特 A 生物 B 生物 特 B	1μg/L以下 0.7μg/L以下 4μg/L以下 3μg/L以下
アニリン	河川及び湖沼	生物 A 生物 特 A 生物 B 生物 特 B	0.02mg/L以下 0.02mg/L以下 0.02mg/L以下 0.02mg/L以下
2,4-ジクロロフェノール	河川及び湖沼	生物 A 生物 特 A 生物 B 生物 特 B	0.03mg/L以下 0.003mg/L以下 0.03mg/L以下 0.02mg/L以下

備考) 類型は水生生物保全環境基準に同じ

(7) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下
全ジアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
クロロエチレン	0.002 mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1, 3-ジクロロプロパン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
オベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふつ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

(8) 公共用水域等における農薬の水質評価指針

項目	種類	指針値
イプロジオン	殺菌剤	0.3 mg/L以下
イミダクロブリド	殺虫剤	0.2 mg/L以下
エトフェンプロックス	殺虫剤	0.08 mg/L以下
エスプロカルブ	除草剤	0.01 mg/L以下
エディフェンホス (EDDP)	殺菌剤	0.006 mg/L以下
カルバリル (NAC)	殺虫剤	0.05 mg/L以下
クロルビリホス	殺虫剤	0.03 mg/L以下
ジクロフェンチオン (ECP)	殺虫剤	0.006 mg/L以下
シメトリン	除草剤	0.06 mg/L以下
トルクロホスマチル	殺菌剤	0.2 mg/L以下
トリクロロホン	殺虫剤	0.03 mg/L以下
トリシグラゾール	殺菌剤	0.1 mg/L以下
ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002 mg/L以下
フサライト	殺菌剤	0.1 mg/L以下
ブタミホス	除草剤	0.004 mg/L以下
ブロフェジン	殺虫剤	0.01 mg/L以下
ブレチラクロール	除草剤	0.04 mg/L以下
プロベナゾール	殺菌剤	0.05 mg/L以下
プロモブチド	除草剤	0.04 mg/L以下
フルトライル	殺菌剤	0.2 mg/L以下
ベンシクリン	殺菌剤	0.04 mg/L以下
ベンスリド (SAP)	除草剤	0.1 mg/L以下
ベンディメタリン	除草剤	0.1 mg/L以下
マラチオン (マラソン)	殺虫剤	0.01 mg/L以下
メフェナセット	除草剤	0.009 mg/L以下
メプロニル	殺菌剤	0.1 mg/L以下
モリネート	除草剤	0.005 mg/L以下

(9) ダイオキシン類対策特別措置法における環境基準

調査対象	環境基準
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下 (年間平均値)
公共用水域	1 pg-TEQ/L以下 (年間平均値)
地下水	1 pg-TEQ/L以下 (年間平均値)
土壤	1,000 pg-TEQ/g以下 (調査指標 250 pg-TEQ/g以下)
底質	150 pg-TEQ/g以下
水生生物	設定されていない

(10) ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設の排出基準

[排出ガス]

(単位: ng-TEQ/m³)

種類	施設規模 (焼却能力)	新設施設	既設施設
廃棄物焼却炉	4 t/h以上	0.1	1
	2~4 t/h	1	5
	2 t/h未満	5	10
焼結炉		0.1	1
製鋼用電気炉		0.5	5
亜鉛回収施設		1	10
アルミニウム合金製造施設		1	5

[排出水]

(単位: pg-TEQ/L)

	特定施設の種類	新設施設	既設施設
1	クラフトバルブ等製造用塩素漂白施設		
2	カーバイト法アセチレン製造用アセチレン洗浄施設		
3	硫酸カリウム製造用廃ガス洗浄施設		
4	アルミナ繊維製造用廃ガス洗浄施設		
5	担体付き触媒製造用廃ガス洗浄施設		
6	塩化ビニルモナー製造用二塩化エチレン洗浄施設		
7	カプロラクタム製造用硫酸濃縮施設等		
8	クロロベンゼン、ジクロロベンゼン製造用水洗施設等		
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造用ろ過施設等		
10	2・3-ジグロロー1・4-ナフトキノン製造用ろ過施設等	10	10
11	ジオキサンバイオレット製造用洗浄施設等		
12	アルミニウム合金製造用廃ガス洗浄施設等		
13	亜鉛回収用精製施設等		
14	担体付き触媒からの金属の回収用ろ過施設等		
15	廃棄物焼却炉廃ガス洗浄施設等		
16	P C B 分解施設等		
17	フロン類の破壊用プラズマ反応施設等		
18	下水道終末処理施設		
19	1から17の施設から排出される水の処理施設		

※ pg : ピコグラム。1ピコグラムは、1兆分の1グラム

※ ng : ナノグラム。1ナノグラムは、10億分の1グラム

※ TEQ : 毒性等量。(Toxicity Equivalency Quantity)

ダイオキシン類は23種類の物質の総称で、これらの内毒性のある物は29種類。29種類の物質の毒性は、強弱があり、その内の最も毒性の強い1種類(2,3,7,8-TecDD)の毒性を1(基準)としてダイオキシン類の量を毒性の強さで換算集計したもの。

12 二酸化硫黄の年平均値の経年変化

(単位: ppm)

地域	測定期名	年 度					
		25	26	27	28	29	30
岐 阜	岐阜中央	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000
	岐阜南部	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	岐阜北部	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	各務原	0.004	0.004	0.005	0.004	0.005	0.004
	本巣	—	—	—	0.001	0.001	0.001
西 濃 ・ 羽 島	平 均	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	0.001
	羽島	0.006	0.004	0.006	0.005	0.005	0.005
	大垣中央	0.006	0.004	0.002	0.002	0.002	0.002
	大垣南部	0.008	0.006	0.002	0.003	0.003	0.003
	大垣西部	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
可 茂	平 均	0.006	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003
	美濃加茂	0.004	0.003	0.004	0.003	0.004	0.003
	中濃 関	—	—	—	—	—	0.001
	笠原	0.006	0.005	0.005	0.003	0.005	0.004
	瑞浪	0.004	0.003	0.003	0.003	0.002	0.001
東濃西部	平 均	0.005	0.004	0.004	0.003	0.004	0.003
	恵那・中津川	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	下呂	—	—	—	—	0.000	0.000
	飛騨	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002
	乗鞍	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
県 平 均 *		0.004	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002

* 乗鞍測定期を除く

13 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化

(単位: mg/m³)

地域	測定期名	年 度					
		25	26	27	28	29	30
岐 阜	岐阜中央	0.014	0.013	0.013	0.014	0.013	0.014
	岐阜南部	0.015	0.015	0.015	0.014	0.013	0.013
	岐阜北部	0.017	0.013	0.014	0.012	0.011	0.012
	各務原	0.017	0.016	0.015	0.013	0.013	0.014
	本巣	—	—	—	0.016	0.016	0.016
西 濃 ・ 羽 島	平 均	0.016	0.014	0.014	0.014	0.013	0.014
	羽島	0.017	0.018	0.016	0.015	0.017	0.019
	大垣中央	0.022	0.022	0.020	0.019	0.018	0.020
	大垣南部	0.017	0.019	0.020	0.020	0.019	0.019
	大垣西部	0.008	0.015	0.021	0.019	0.017	0.018
可 茂	大垣赤坂	0.039	0.040	0.040	0.035	0.025	0.016
	平 均	0.021	0.023	0.023	0.022	0.019	0.018
	美濃加茂	0.014	0.012	0.013	0.012	0.014	0.014
	中濃 関	—	—	—	—	—	0.014
	笠原	0.014	0.013	0.013	0.014	0.010	0.014
東濃西部	瑞浪	0.014	0.013	0.013	0.009	0.013	0.015
	平 均	0.014	0.013	0.013	0.012	0.013	0.015
	恵那・中津川	0.017	0.017	0.015	0.014	0.014	0.015
	下呂	—	—	—	—	0.011	0.012
	飛騨	0.013	0.012	0.010	0.009	0.008	0.008
可 児	乗 鞍	0.005	0.005	0.005	0.005	0.006	0.004
	平 均 *	0.017	0.017	0.017	0.016	0.015	0.015
	岐阜明徳自排	0.017	0.016	0.018	0.017	0.016	0.017
	大垣自排	0.022	0.021	0.020	0.017	0.018	0.016
	土岐自排	0.019	0.020	0.019	0.016	0.016	0.016
土岐自排		0.022	0.021	0.020	0.021	0.020	0.020

* 乗鞍測定期、自動車排出ガス測定期を除く

14 二酸化窒素の年平均値の経年変化

(単位: ppm)

地域	測定局名	年 度					
		25	26	27	28	29	30
岐 阜	岐阜中央	0.009	0.009	0.009	0.008	0.008	0.008
	岐阜南部	0.013	0.012	0.011	0.010	0.010	0.010
	岐阜北部	0.007	0.006	0.006	0.006	0.006	0.005
	各務原	0.008	0.008	0.008	0.007	0.007	0.006
	本巣	—	—	—	0.007	0.007	0.006
西 濃 ・ 羽 島	平均均	0.009	0.009	0.009	0.008	0.008	0.007
	羽島	0.012	0.011	0.011	0.010	0.009	0.008
	大垣中央	0.011	0.011	0.011	0.010	0.010	0.008
	大垣南部	0.011	0.008	0.009	0.009	0.009	0.008
可 茂 中 濃 東 濃 ・ 西 濃 ・ 羽 島 可 児 土 岐	平均均	0.011	0.010	0.010	0.010	0.009	0.008
	美濃加茂	0.007	0.006	0.007	0.007	0.006	0.006
	関	—	—	—	—	—	0.006
	笠原	0.009	0.009	0.008	0.009	0.007	0.007
	中津川	0.011	0.011	0.009	0.009	0.008	0.007
	下呂	—	—	—	—	0.003	0.002
	飛騨高	0.010	0.008	0.008	0.007	0.007	0.006
	乗鞍	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	県平均*	0.010	0.008	0.009	0.008	0.007	0.007
	岐阜明徳自排	0.012	0.011	0.011	0.010	0.009	0.009
	大垣自排	0.014	0.013	0.013	0.013	0.011	0.011
	可児自排	0.014	0.014	0.014	0.013	0.012	0.011
	土岐自排	0.020	0.019	0.018	0.017	0.017	0.015

* 乗鞍測定期、自動車排出ガス測定期を除く

15 二酸化窒素の日平均値の年間98%値の経年変化

(単位: ppm)

地域	測定局名	年 度					
		25	26	27	28	29	30
岐 阜	岐阜中央	0.020	0.017	0.016	0.015	0.015	0.015
	岐阜南部	0.026	0.023	0.022	0.021	0.022	0.021
	岐阜北部	0.015	0.012	0.012	0.012	0.011	0.012
	各務原	0.019	0.015	0.016	0.016	0.014	0.014
	本巣	—	—	—	0.015	0.015	0.014
西 濃 ・ 羽 島	平均均	0.020	0.017	0.017	0.016	0.015	0.015
	羽島	0.025	0.022	0.021	0.021	0.019	0.017
	大垣中央	0.021	0.021	0.019	0.020	0.018	0.018
	大垣南部	0.022	0.015	0.018	0.019	0.017	0.017
可 茂 中 濃 東 濃 ・ 西 濃 ・ 羽 島 可 児 土 岐	平 均	0.023	0.019	0.019	0.020	0.018	0.017
	美濃加茂	0.016	0.013	0.014	0.013	0.012	0.012
	関	—	—	—	—	—	0.013
	笠原	0.021	0.018	0.018	0.018	0.016	0.014
	中津川	0.023	0.020	0.018	0.018	0.017	0.017
	下呂	—	—	—	—	0.008	0.007
	飛騨高	0.028	0.023	0.019	0.021	0.018	0.018
	乗鞍	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	県平均*	0.021	0.017	0.018	0.017	0.016	0.015
	岐阜明徳自排	0.022	0.018	0.018	0.017	0.016	0.016
	大垣自排	0.026	0.024	0.022	0.024	0.021	0.021
	可児自排	0.025	0.023	0.024	0.021	0.021	0.020
	土岐自排	0.034	0.031	0.030	0.028	0.029	0.027

* 乗鞍測定期、自動車排出ガス測定期を除く

16 光化学オキシダントの環境基準非適合率の経年変化

(単位: %)

地域	測定局名	年 度					
		25	26	27	28	29	30
岐 阜	岐阜中央	30.1	28.2	20.5	23.8	25.3	20.0
	岐阜南部	27.7	26.3	23.0	21.0	24.1	21.9
	岐阜北部	24.4	31.5	24.9	24.9	23.0	18.9
	各務原	33.4	27.2	25.4	24.4	26.3	21.0
	本巣	—	—	—	—	23.6	20.1
西 濃 ・ 羽 島	平均均	28.9	28.3	23.5	23.5	24.5	20.4
	羽島	20.6	22.0	25.1	24.8	25.5	19.5
	大垣中央	13.4	18.1	22.2	23.3	29.1	20.5
	大垣南部	23.8	25.2	24.9	24.7	21.8	20.6
可 茂 中 濃 東 濃 ・ 西 濃 ・ 羽 島 可 児 土 岐	平均均	19.3	21.8	24.1	24.3	25.3	20.2
	美濃加茂	23.0	31.6	27.0	28.2	23.7	21.9
	関	—	—	—	—	—	21.0
	笠原	29.9	18.9	20.8	—	27.5	24.3
	中津川	25.8	26.0	24.1	21.1	21.2	20.9
下 呂	下呂	—	—	—	—	16.1	16.2
	飛騨高	11.5	14.8	14.4	14.5	15.6	12.9
	県平均*	24.0	24.5	22.9	23.1	23.3	20.0

注) 環境基準非適合率とは、昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数を昼間測定日数で除した割合である。

17 岐阜県における光化学スモッグ予報等発令状況

(1) 光化学スモッグ注意報発令日数の経年変化（昭和59年度～平成30年度）

年度 月	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13
4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4

年度 月	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	計
4	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
5	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
6	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
7	3	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	9
8	0	0	1	0	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	9
9	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
計	3	0	3	1	4	2	4	3	0	0	1	0	0	0	1	0	1	28

(2) 光化学スモッグ予報等発令状況（平成23年度～平成30年度）

年 度	予 報				注 意 報					
	発令月日	発令地域	時刻	発令時濃度 (ppm)	発令月日	発令地域	時刻	発令時濃度 (ppm)	被害届出人数	
H23	発令なし				発令なし					
H24	発令なし				7. 28	西 濃・羽 島	15:00	0. 120	0	
						東 濃 西 部	15:00	0. 139	0	
H25	5. 14	東 濃 西 部	14:00	0. 104	発令なし					
H26	5. 30	岐 阜 地 域	14:10	0. 114	発令なし					
		可 茂 地 域	14:20	0. 111						
H27	8. 8	岐 阜 地 域	14:00	0. 114	発令なし					
		可 茂 地 域	14:00	0. 103						
H28	5. 24	岐 阜 地 域	13:00	0. 114	発令なし					
		西 濃・羽 島	13:00	0. 102						
		可 茂 地 域	13:00	0. 107						
		東 濃 西 部	13:00	0. 104	発令なし					
	7. 21	東 濃 西 部	15:00	0. 117						
H29	8. 18	東 濃 西 部	12:00	0. 105	8. 18	東濃西部	14:00	0. 128	0	
		発令なし			発令なし					
H30	6. 25	東 濃 西 部	14:00	0. 109	発令なし					
		中 濃 地 域	14:00	0. 103						
	7. 19	東 濃 西 部	15:00	0. 105	発令なし					
		西 濃・羽 島	13:00	0. 104						
	7. 25	東 濃 西 部	14:00	0. 117	発令なし					
		西 濃・羽 島	14:00	0. 108						
発令なし				8. 18	東濃西部	15:00	0. 145	0		

※予報発令基準：0.100ppm以上、注意報発令基準：0.120ppm以上

18 一酸化炭素の年平均値の経年変化

(単位: ppm)

測 定 局 名	年 度					
	25	26	27	28	29	30
岐 阜 明 德 自 排	0. 3	0. 3	0. 3	0. 3	0. 3	0. 3
土 岐 自 排	-	-	0. 4	0. 4	0. 3	0. 3
県 平 均 *	-	-	0. 4	0. 4	0. 3	0. 3

19 炭化水素の6～9時3時間平均値の経年変化

(単位: ppmC)

測定局名	測定項目	年 度					
		25	26	27	28	29	30
岐阜南部	非メタン	0.15	0.13	0.13	0.12	0.11	0.11
	メタン	1.97	1.98	1.95	1.95	1.95	1.97
	全炭化水素	2.12	2.11	2.07	2.06	2.06	2.08
本巣	非メタン	-	-	-	-	0.10	0.09
	メタン	-	-	-	-	1.98	1.96
	全炭化水素	-	-	-	-	2.08	2.05

20 降下ばいじん量の測定結果

(平成30年度)

測 定 地 点	年平均値 (t/km ² /月)	月 間 値		実施主体
		最高値 (t/km ² /月)	最高値の出現月	
大垣市	大垣市役所	2.4	9.1	大垣市
	中川変電所	2.4	7.7	
	赤坂町地内①	6.1	9.7	
	赤坂町地内②	7.9	10.6	
	赤坂地区センター駐車場	3.2	6.1	
	なかそね保育園	1.6	2.7	
	深池町地内	2.0	4.1	
	墨俣地域事務所	1.8	4.7	
	上石津地域事務所	2.7	6.4	
可児市	今渡南小学校	1.6	3.0	可児市
	土田小学校	1.4	3.0	
	東明小学校	1.2	1.8	
	桜ヶ丘小学校	1.0	1.6	
	兼山保育園	1.1	1.6	
本巣市	山口地内	7.6	13.1	本巣市
	向道地内	2.9	6.2	
	南原地内	2.5	4.8	
	居住地内	12.6	109.6	
	本巣市役所本庁舎屋上	1.8	4.5	
	中河原地内	3.4	16.9	
	大洞地内	2.4	5.3	
	石神地内1	2.4	5.0	
	石神地内2	10.7	24.0	

* なかそね保育園(大垣市)については8月～翌3月のみ測定

21 微小粒子状物質(PM2.5)の年平均値の経年変化

(単位: ppm)

地 域	測定局名	年 度			
		27	28	29	30
岐 阜	岐 阜 中 央	12.6	10.3	8.6	9.9
	岐 阜 南 部	13.5	12.0	11.9	11.7
	岐 阜 北 部	13.6	13.1	10.9	11.2
	各 務 原	10.0	9.0	7.6	7.6
	本 巍	-	11.4	10.2	10.4
西濃・羽島	平 均	12.4	11.2	9.8	10.2
	羽 島	13.8	11.6	9.9	9.6
	大 垣 中 央	13.2	12.0	10.7	10.2
	平 均	13.5	11.8	10.3	9.9
可 茂	美 濃 加 茂	11.4	10.4	9.4	8.5
	中 濃 関	-	-	-	8.3
	東 濃 西 部	笠 原	12.0	9.6	8.9
下 呂	惠 那 ・ 中 津 川	12.8	10.8	11.4	11.4
	下 呂	-	-	6.9	7.2
	飛 駆 高 山	10.0	7.8	7.1	6.5
県 平 均	*	12.3	10.8	9.5	9.3
可 児 自 排		12.0	10.1	8.8	8.6
土 岐 自 排		13.9	12.0	10.5	10.3

* 自動車排出ガス測定局は含まない。

22 微小粒子状物質(PM2.5)の日平均値の98%値の経年変化

(単位: ppm)

地 域	測定局名	年 度			
		27	28	29	30
岐 阜	岐 阜 中 央	30.6	24.4	22.9	26.8
	岐 阜 南 部	34.9	26.1	27.0	30.9
	岐 阜 北 部	32.3	26.9	24.0	30.5
	各 務 原	28.5	22.5	21.3	27.0
	本 巍	-	25.1	24.8	26.9
	平 均	31.6	25.0	24.0	28.4